

# 原水協活動 FAX News

発行: 原水爆禁止日本協議会

電話 03 5842 6031 FAX 03 5842 6033

URL <http://www10.plala.or.jp/antiatom/> Eメール [antiatom55@hotmail.com](mailto:antiatom55@hotmail.com) 2008年4月1日 No.38

非核  
日本宣言

## よびかけに30自治体中28名の首長が署名 宮崎

「非核日本宣言」運動は、各自治体で3月議会が終わり、賛同署名や議会決議があがっています。首長・議会議長の賛同署名は、360人の首長、250人の議長に広がっています。

宮崎県では、「非核日本宣言」のよびかけに谷口義幸・日南市長、内野宮正英・川南町長が署名し、30自治体中28名となりました。また、「非核日本宣言」意見書が、えびの市議会、北郷町議会で採択され、1市4町となりました。今年2月に賛同した谷口市長からは、「非核日本宣言のよびかけ」賛同書と一緒に2005年8月に「核兵器をなくそう」という市長の思いを掲載した市広報紙の「清流」という随想が送られてきました。(宮崎県原水協事務局長・毛利泰之)

## 青年たちが原爆展 福島

福島市平和委員会青年の会“ピースぴゅぱ”は3月20日、福島市内において『原爆と人間展』を開催。雨が降り寒い中でしたが、青年など20名が来場しました。

ピキニデーに参加した青年の「原爆展を開きたい」という一言がきっかけになり、参加した青年たちを中心に準備、当日案内が進められました。

日本被団協製作の原爆パネルと、イラク戦争開戦5年の日ということで森住卓氏の『イラク、戦争と子どもたち』を展示し、若いカップルからお年寄りまで幅広い世代の方々が来場してパネルに見入りました。

68才の女性からは「懐かしいものを見せてもらってありがとね。いいものを見せてもらった。あんたらまだ若いんだから、若いうちにいろんなこと経験しなよ。頑張りな！」と励ましの言葉をいただきました。

当日参加したぴゅぱの会員は、「今後も継続して平和の取り組みをしていきたい」と話しています。

各地で原爆展を開催しましょう!

日本原水協は、本日から原爆症認定の新基準の施行にあたり、以下の事務局長談話を発表しました。

### 談話 原爆症認定新基準の施行にあたり真の被爆者救済を求める

2008年3月31日

原水爆禁止日本協議会 事務局長 高草木 博

原爆症認定について、厚労省は4月1日から新基準「新しい審査の方針」を実施するとしている。今回の新基準の策定は、現在、全国15地裁、6高裁で係争中の原爆症認定集団訴訟で被告の国・厚労省が敗訴を重ね、これまでの基準の見直しを迫られたことによるものである。新基準が、これまでの切り捨て認定の根源であった「原因確率」を審査には用いないこと、また残留放射線の影響を認めたことは重要な前進である。

しかし原告や被爆者団体が強く批判するように、新基準もまた重大な問題をもっている。「積極的認定」の範囲を「爆心地より約3.5キロ」「100時間以内に約2キロ以内に入市」などと線引きし、対象疾病も悪性腫瘍、白血病などに限定している。「積極認定」以外については個別審査をおこなうとしているが、条件に推定不可能な被曝線量をあげるなど、判断基準について危惧せざるをえない。

これまで厚労省は、「原因確率」にもとづき、爆発1分間の初期放射線の影響しか考慮せず、2キロ以内での直接被爆によるガン疾患など以外は機械的に切り捨ててきた。新基準では確かに救済の範囲が拡大するが、裁判で勝訴した原告でさえ「積極認定」の対象にならないケースがあることに見られるように、結局、新たな基準で機械的な切り捨てを繰り返すのではないかと強い批判があるのは当然である。

新基準の実施にあたっては、前文にいう「被爆者救済の立場」「被爆の実態に一層即したもの」が貫かれなければならない。被爆からすでに62年余が過ぎ、平均年齢も74歳となっている被爆者に残されている時間は多くない。しかも国・厚労省は、長年にわたる切り捨て行政に加え、「審査」の名で申請書類を放置したり、まともな個別審査もないまま却下するなどの仕打ちを重ねてきた。

いま国・厚労省がおこなうべきは、これまでの「切り捨て」行政の深い反省の上に救済と被爆の実態を直視した行政への抜本的な転換をはかることである。明示的に「積極的認定」の対象になっていない被爆者にも柔軟な判断によって救済をはかるとともに、実情に基づいて「積極的認定」の枠を広げる方向を明確にするなど、転換の姿勢を示すべきである。

救済の立場で認定を始めるといいながら、原告が放置されることは許されない。原告被爆者は、病苦をおして長い裁判をたたかい、過った認定行政見直しの原動力となった人々であり、ふたたび新基準で却下するような仕打ちは絶対にはあってはならないことである。新基準での審査とは別に、厚労相がすべての原告の認定を判断し、裁判の早期・全面解決をするよう、あわせて強く要求する。